



2025年2月14日

各位

会社名 三 信 電 気 株 式 会 社
代表者名 代表取締役 社長執行役員（CEO） 鈴木 俊郎
（コード番号：8150 東証プライム市場）
問合せ先 取締役 執行役員 財務本部長 村上 淳一
（TEL 03 - 3453 - 5111）

株式の売出し及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

当社は、2025年2月14日付の取締役会決議により、当社普通株式の売出しに関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

また、当該株式の売出しに関連して、当社の主要株主である筆頭株主の異動が生じる見込みですので、併せてお知らせいたします。

記

I. 当社株式の売出し

1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

- | | | |
|----------------------------|---|---|
| (1) 売 出 株 式 の
種 類 及 び 数 | 当社普通株式 | 2,700,900 株 |
| (2) 売 出 人 及 び
売 出 株 式 数 | 有限会社松永榮一
日本電気株式会社
株式会社三井住友銀行
三井住友信託銀行株式会社
株式会社三十三銀行 | 1,094,900 株
1,049,000 株
307,000 株
125,000 株
125,000 株 |
| (3) 売 出 価 格 | 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2025年2月25日（火）から2025年2月28日（金）までの間のいずれかの日（以下、「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とし、需要状況等を勘案した上で決定する。） | |
| (4) 売 出 方 法 | 売出しとし、大和証券株式会社（以下、「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人により売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。 | |
| (5) 申 込 期 間 | 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の2営業日後の日まで。 | |
| (6) 受 渡 期 日 | 売出価格等決定日の5営業日後の日 | |

ご注意：この文書は、当社株式の売出し及び主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (7) 申込証拠金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 売出価格、その他本株式売出しに必要な一切の事項の承認については、当社代表取締役 社長執行役員（CEO）鈴木 俊郎に一任する。
- (10) 本株式売出しについては、2025年2月14日（金）に金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 2. を参照のこと。）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 405,100株
なお、上記の売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又は本株式売出しそのものが全く行われない場合がある。最終の売出株式数は、需要状況等を勘案した上で売出価格等決定日に決定する。
- (2) 売出人 大和証券株式会社
- (3) 売出価格 未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一の金額とする。）
- (4) 売出方法 引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案し、大和証券株式会社が上記「1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）（2）売出人及び売出株式数」に記載の売出人である有限会社松永栄一より405,100株を上限として借受ける当社普通株式（当該借受先としての有限会社松永栄一を以下、「貸株人」という。）について売出しを行う。
- (5) 申込期間 引受人の買取引受けによる売出しの申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日と同一とする。
- (7) 申込証拠金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 売出価格、その他本株式売出しに必要な一切の事項の承認については、当社代表取締役 社長執行役員（CEO）鈴木 俊郎に一任する。
- (10) 本株式売出しについては、2025年2月14日（金）に金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。

<ご参考>

1. 売出しの目的

本邦企業においては、コーポレートガバナンス・コードの取り組みなどから、政策保有株式を見直す動きが進んでいます。今般、一部の株主様との協議において当社株式売却の意向を確認したため、当該株主が保有する当社株式の円滑な売却を実現するため、本株式の売出しを実施いたします。本株式の売出しを実施することにより、株主層の拡大・多様化及び中長期的な当社株式の流動性の向上を目指すものであります。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、405,100株を上限として大和証券

ご注意：この文書は、当社株式の売出し及び主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

株式会社が貸株人より借受ける当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、追加的に当社普通株式を取得する権利（以下、「グリーンシュエーション」という。）を、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から2025年3月26日（水）までの間を行使期間として、貸株人より付与されます。

大和証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から2025年3月26日（水）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、グリーンシュエーションの行使を行います。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である有限会社松永榮一、株式会社三井住友銀行、三井住友信託銀行株式会社及び株式会社三十三銀行は、大和証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等（ただし、引受人の買取引受けによる売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（ただし、株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

ご注意：この文書は、当社株式の売出し及び主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

II. 主要株主である筆頭株主の異動

1. 異動が生じる経緯

前記「I. 当社株式の売出し 1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人の買取引受けによる売出しに伴い、当社の主要株主である筆頭株主の異動が見込まれるものであります。

2. 異動する株主の概要

- | | | |
|---------------|---|--------------------------|
| (1) 名 | 称 | 有限会社松永栄一 |
| (2) 所 | 在 | 地 神奈川県横浜市青葉区柿の木台 35 番地 9 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | | 取締役 松永 光正 |
| (4) 事業内容 | | 資産運用 |
| (5) 資本金 | | 9,700 万円 |

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順位
異動前 (2024年9月30日現在)	16,000 個 (1,600,000 株)	12.98%	第1位
異動後	5,051 個 (505,100 株)	4.10%	第2位

- (注) 1. 異動前及び異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、2024年9月30日現在の発行済株式総数 16,281,373 株から議決権を有しない株式数 3,951,173 株を控除した総株主の議決権の数 123,302 個を基準に算出しております。なお、大株主順位は 2024年9月30日現在の株主名簿による株主順位に基づくものであります。
2. 異動前及び異動後の総株主の議決権の数に対する割合については、小数点第3位を四捨五入しております。
3. 異動後の議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合は、異動前の議決権の数（所有株式数）から前記「I. 当社株式の売出し 1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の当該株主の売出株式数にかかる議決権の数 10,949 個（1,094,900 株）を控除した議決権の数を基準に算出しております。
4. 前記「I. 当社株式の売出し <ご参考> 2. オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のグリーンシューオプションの行使により、異動後の議決権の数（所有株式数）は上記議決権の数（所有株式数）よりさらに最大で 4,051 個（405,100 株）減少する可能性があります。

4. 異動予定年月日

前記「I. 当社株式の売出し 1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の受渡期日（売出価格等決定日の5営業日後の日）

5. 今後の見通し

本異動による当社の業績等への影響はありません。

以上

ご注意：この文書は、当社株式の売出し及び主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。